

平成二十三年五月二十五日提出
質問第二〇三号

原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書

平成二十三年五月二十五日の衆議院経済産業委員会において、近藤三津枝議員が「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」の所管省庁を質問したのに対し、政府側は五月二日に関係省庁が集まり当面の指針を取りまとめたとの答弁に留まり、所管省庁及び今後の進め方については明らかにされなかった。「放射能を帯びたガレキ」の処理は、被災地の復興を進める上で重要であり、については、以下三項目にわたり、確認のため質問する。

- 一 「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」を規制する法律はないのか、確認する。
 - 二 「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」の所管省庁はないのか、確認する。
 - 三 内閣において「原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキ」を規制する法律案を作成、提出する準備は進めていないのか、確認する。
- 右質問する。